


事業の概要



平成20年度(平成20年10月～平成21年3月) の事業概況.....	8
DBJの民営化について.....	10
危機対応業務について.....	12
金融力を高める活動について.....	14
海外業務について.....	15
グループ会社について.....	16

■平成20年度(平成20年10月～平成21年3月)の事業概況

業務の状況

経済環境

当事業年度(平成20年10月～平成21年3月の6カ月間)の日本経済は、平成20年9月中旬の米投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻をきっかけとした金融危機が世界的に広まり、実体経済にも急速に波及、戦後で最も厳しい景気後退の様相を呈しました。近年の成長を牽引した輸出が過去にみられないほど急速に縮小、鉱工業生産が3割以上の大幅減産となったほか、企業収益、所得・雇用等へ急速に影響が波及し、設備投資は減少基調を強め、消費も弱含みで推移しました。

平成20年度の概況について

DBJは、平成20年10月1日の設立以降、民営化前の旧DBJの業務を基本としつつ、専門性の高い金融機関として、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行ってきています。

こうしたなか、平成20年度の概況は、下記のとおりとなりました。なお、以下の融資業務、投資業務、コンサルティング/アドバイザー業務における金額はDBJ単体の数値を記載しています。

融資業務

融資業務においては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応してきました。当事業年度(6カ月間)における融資額は1兆6,703億円(金融危機対応業務による融資額を含む。)となりました。

なお、金融危機対応業務による融資額については、P.13の「金融危機対応業務について」をご参照ください。

投資業務

投資業務においては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱えるさまざまな課題に対して、ファンドを通じた支援や、メザニンファイナンス、エクイティ等の手法により、長期的視点に基づき適切なリスクマネーを提供してきました。当事業年度(6カ月間)における投資額は631億円となりました。

コンサルティング/アドバイザー業務

コンサルティング/アドバイザー業務においては、旧DBJより培ってきたネットワーク等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行ってきました。当事業年度(6カ月間)における投融資関連手数料およびM&A等アドバイザーフィーは計38億円となりました。

子会社の状況

子会社に関しては、平成20年12月にシンガポール駐在員事務所を現地法人化し、DBJ100%子会社「DBJ Singapore Limited」として開業しました。

成長著しい東南アジアの中心に位置し、金融センターとしてもその影響力を増すシンガポールに営業拠点を設けることにより、DBJグループとして、融資、投資、M&Aアドバイザーなどお客様の広汎なニーズにお応えしていきたいと考えています。

連結業績の概況

連結財務ハイライト

(単位：億円)

	平成20年度 (平成20年10月1日～ 平成21年3月31日)
経常収益	1,512
経常利益(△は経常損失)	△1,216
特別損益	35
当期純利益(△は当期純損失)	△1,283
総資産	140,280
貸出金	120,088
有価証券	12,465
負債	119,416
借入金	80,678
債券および社債	35,130
純資産	20,864
資本金	10,000
自己資本比率(国際統一基準)	18.88%
銀行法基準リスク管理債権比率	1.60%
自己資本利益率(ROE)	△6.06%
総資産利益率(ROA)	△0.92%
従業員数(人)	1,096人

当連結会計年度は平成20年10月1日から平成21年3月31日の6カ月間となっています。またDBJは、平成20年10月1日に設立されたため、前連結会計年度の比較情報はありません。

連結損益の状況

経常収益は1,512億円となりました。その内訳は、資金運用収益が1,357億円、役務取引等収益が46億円、その他業務収益が7億円およびその他経常収益が100億円となりました。

また経常費用は2,729億円となりました。その内訳は、資金調達費用が841億円、役務取引等費用が1億円、その他業務費用が110億円、営業経費が178億円およびその他経常費用が1,597億円となりました。この結果、経常損失は1,216億円となりました。

経常損益の内容としては、資金運用収支については516億円、役務取引等収支については45億円と利益を計上したものの、クレジット取引市場の混乱の煽りを受けた影響

により、CDS(クレジット・デフォルト・スワップ)評価損失等の金融派生商品費用を主因とするその他業務収支の損失計上(△103億円)に加え、急速な景気悪化を要因とする貸倒引当金積み増し等不良債権処理損失および株式関係損益の損失計上によるその他経常収支の損失計上(△1,496億円)がありました。これらから営業経費を控除した経常損益は1,216億円の損失計上となりました。

これに特別損益35億円の計上により、税金等調整前当期純損失は1,181億円となりました。

またDBJは民営化(株式会社化)されたことにより一般の株式会社同様、法人税等の納税義務が生じることにより、当連結会計年度から法人税、住民税及び事業税200億円、法人税等調整額64億円(益)を計上しました。

以上の結果、当連結会計年度の税金等調整後の当期純損失は1,283億円となりました。

連結資産・負債・純資産の状況

資産の部については、14兆280億円となりました。このうち貸出金は12兆88億円となりました。また、有価証券は1兆2,465億円となりました。これらには金融危機対応融資業務への取り組みによる新規融資およびCP購入業務開始にともなう短期社債が含まれています。

また、コールローンおよび買入手形は1,450億円、買現先勘定は3,759億円となりました。これらは余裕資金を運用したことによるものとなっています。

負債の部については、11兆9,416億円となりました。このうち、債券および社債は3兆5,130億円、借入金は8兆678億円となりました。なおDBJは、民営化(株式会社化)後、初めてとなる社債発行(570億円。有価証券届出書方式)を平成20年12月に行っています。

また支払承諾については、1,572億円となりました。

純資産の部については2兆864億円となりました。DBJ単体およびファンドを通じて所有する上場有価証券の評価損益に関しては、その他有価証券評価差額金に計上していますが、株式市場の低迷により当該評価差額金は△16億円となりました。

■ DBJの民営化について

当行は、平成18年5月に国会において承認された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)(以下「行政改革推進法」という。)、および政策金融の抜本的な改革の一環として、平成19年6月6日に国会において成立した「株式会社日本政策投資銀行法」(平成19年法律第85号。以下「新DBJ法」という。)に基づき、日本政策投資銀行(以下「旧DBJ」という。)の財産の全部(新DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を現物出資により引き継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧DBJの一切の権利および義務(新DBJ法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を承継して、平成20年10月1日に設立されました。

当行は、平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機にともなう危機対応業務を実施しています。さらに、平成21年4月に公表された「経済危機対策」への取り組みに

対応すべく、当行の財務基盤強化を可能とした「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」(以下「新DBJ法改正法」という。)が平成21年6月26日、国会において可決成立し、同年7月3日に公布・施行されました。

新DBJ法においては、当行設立後おおむね5～7年後を目途として完全民営化されることとなっていました。新DBJ法改正法においては、出資可能期間(平成24年3月末まで)終了よりおおむね5～7年後を目途として完全民営化するものとされました。ただし、政府は平成23年度末を目途として政府による株式の保有を含めた当行の組織の在り方等を見直すこととされており、それまでの間においては保有する当行の株式を処分しないものとされています。

※「新DBJ法」「新DBJ法改正法」については、P.90～94をご参照ください。

新DBJ法改正法

第171回通常国会 参議院本会議において、新DBJ法改正法が可決成立しました。

米国に端を発する昨年来の国際金融危機によって、わが国の中堅・大企業においても資金繰りに困難を来しているという状況に際し、法改正が行われました。主な内容は以下のとおりです。

- 当行の財務基盤の強化のため、政府による当行への追加出資を平成24年3月末まで可能とすること。出資については、交付国債の交付によることも可能としていること。
- 政府保有の当行株式の全部を処分する時期について「平成20年10月1日からおおむね5年後から7年後を目途として」という現行法の規定を変更し、「平成24年4月からおおむね5年後から7年後を目途として」政府が当行の株式を全部処分すること。
- 政府は、当行による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時当行の発行済株式の総数の3分の1を超える株式を保有するなど当行に対し国が一定の関与を行うとの観点から、平成23年度末を目途として、当行による危機対応業務の在り方およびこれを踏まえた政府による当行の株式の保有の在り方を含めた当行の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずること。あわせて、この措置が講ぜられるまでの間、政府はその保有する当行の株式を処分しないものとする。

参考1：新DBJ法(新DBJ法改正法による改正後)

(政府保有株式の処分)

第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び附則第三条において「政府保有株式」という。)について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十四年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

(政府の出資)

第二条の二 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

(国債の交付)

第二条の三 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。

附則

(検討等)

第二条 政府は、平成二十三年度末を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)に対する出資の状況、同法附則第二条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。)の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項及びこの法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する会社の株式を処分しないものとする。

参考2：行政改革推進法(新DBJ法改正法による改正後)

(商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の在り方)

第六条 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行は、完全民営化するものとし、平成二十年度において、これらに対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずるものとする。

2 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十四年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

3 政府は、第一項の完全民営化に当たっては、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の円滑な運営に必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるとともに、商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能並びに日本政策投資銀行の有する長期の事業資金に係る投融资機能の根幹が維持されることとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

参考3：附帯決議

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
平成二十一年六月二十五日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の追加出資措置を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行による危機対応業務の実施に際しては、これまで蓄積してきたノウハウ等の積極的活用などを通じた適切な審査の下で、必要な資金が円滑に供給されるよう業務の実施に万全を期すこと。
- 一 現下の国際金融危機に伴う経済金融情勢の悪化の下で、中小企業向け貸出残高が引き続き低下傾向にあることを踏まえ、株式会社日本政策金融公庫の行う中小・小規模企業向け融資の更なる円滑化に努めること。また、日本政策投資銀行の行う大企業・中堅企業向けの危機対応業務の実施に当たっては、その関連の中小・小規模企業に対する金融の円滑化にも十分配慮すること。
- 一 日本政策投資銀行の株式の保有の在り方等を見直し、必要な措置を講ずるに際しては、会社の業務運営の公共性の確保、会社が長期の投融资機能を果たしていくために必要となる安定的な資金調達基盤の確保、競争力のある人材を確保できる体制の構築等に留意して検討を行い、会社の長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講ずること。
- 一 日本政策投資銀行や日本政策金融公庫等の担う政策金融の今後の在り方については、その機能と役割の重要性を再確認した上で、民間金融機関のみならず、系統金融機関、ゆうちょ銀行等も含めた我が国金融セクター全体との関係などにも留意しつつ、改めて見直しに向けた検討を行うこと。

右決議する。

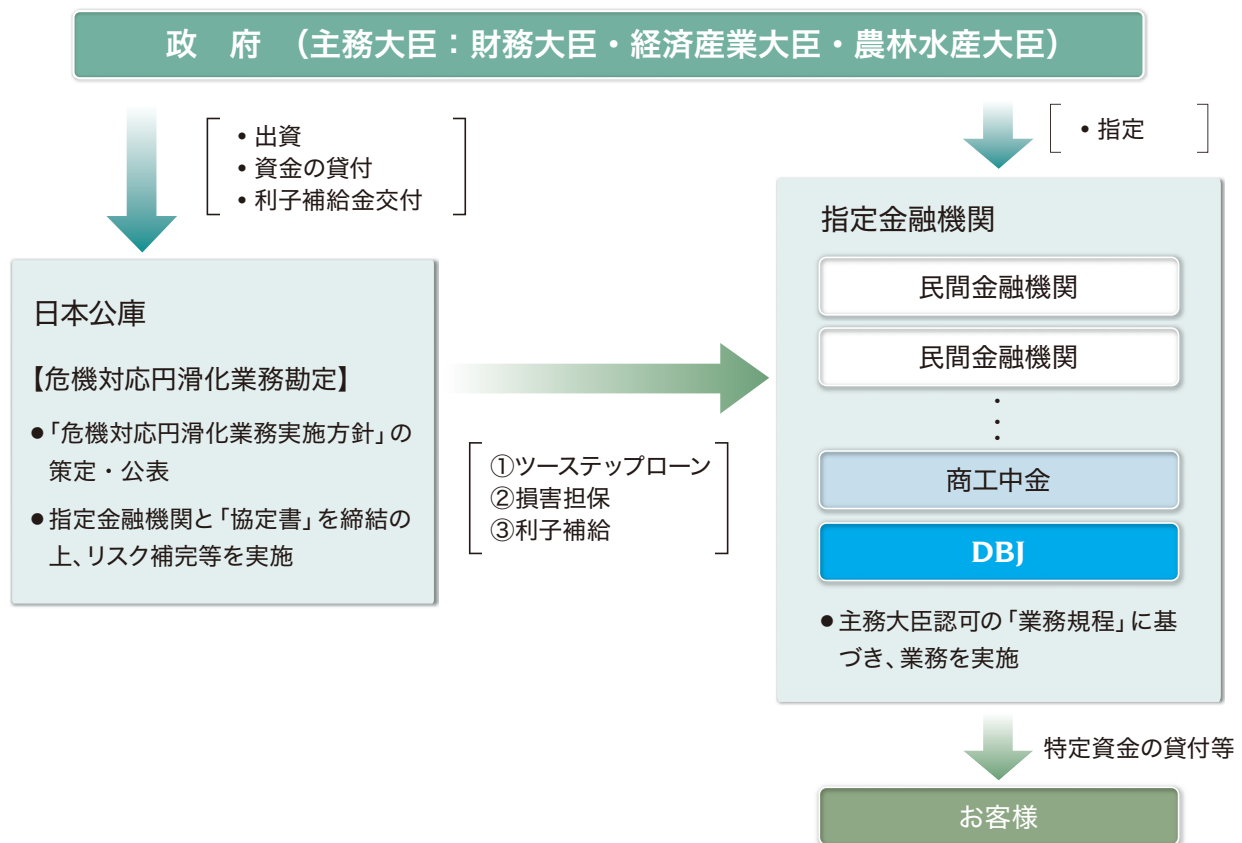
■ 危機対応業務について

危機対応業務とは

内外金融秩序の混乱、大規模な災害、テロリズム、感染症等の危機による被害に対処するために必要な資金(特定資金)を、政府の指定を受けた金融機関(指定金融機関)が、株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)からの信用供与(①ツーステップローン、②損害担保、

③利子補給)を受け、迅速かつ円滑に供給するものです。
DBJは設立時において、株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)とともに、この指定(みなし指定)を受けています。

■ 危機対応業務スキーム



金融危機対応業務について

危機対応業務は内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、日本政府が指定する金融機関(指定金融機関)が株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号。その後の改正を含む。)に基づき、日本公庫からのリスク補完等を受け、危機に対処するために必要な資金を供給する業務として、平成20年10月1日より開始されているものです。

平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応策として、日本政府は同年10月30日に策定された経済対策「生活対策」において「商工中金、政投銀による金融危機対応業務の発動」を掲げ、同年12月11日には「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」の危機認定を行っています。さらに同年12月19日に策定された経済対策「生活防衛のための緊急対策」において予算枠の拡充・CP(コマーシャルペーパー)購入業務の追加等を含む「日本政策金融公庫の危機対応業務を活用した中堅・大企業の資金繰り対策」が掲げられました。これを受け、平成21年1月27日には平成20年度二次補正予算が成立し予算枠が拡充されたほか、同年1月30日にはCP購入業務の追加等を含む政省令の改正が行われています。

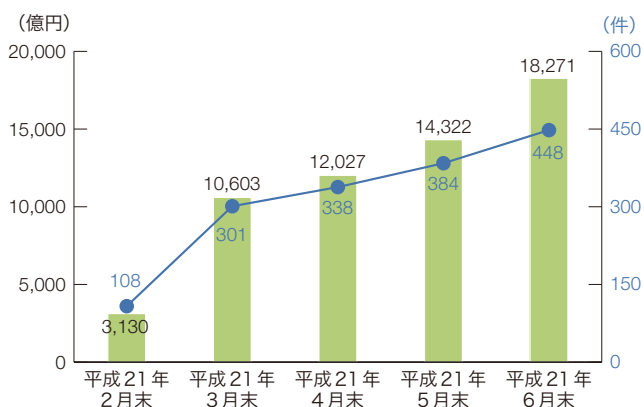
加えて、同年4月10日に公表された「経済危機対策」において、中堅・大企業向け危機対応業務として計15兆円という大規模な危機対応業務が具体的施策として掲げられました。これを受け、同年5月29日には平成21年度補正予算が成立し、また同年6月26日に国会において可決成立した新DBJ法改正法(同年7月3日公布・施行)においては、DBJの財務基盤強化が講じられ、危機対応業務を円滑に実施できるよう対策が講じられています。

当該業務として実施した中堅・大企業向け融資およびCP購入に関して生じる恐れのある損失の一部については、日本公庫との損害担保取引により補填される枠組みも措置されているため、DBJとしては、この損害担保取引の枠組みを適切に活用していきます。

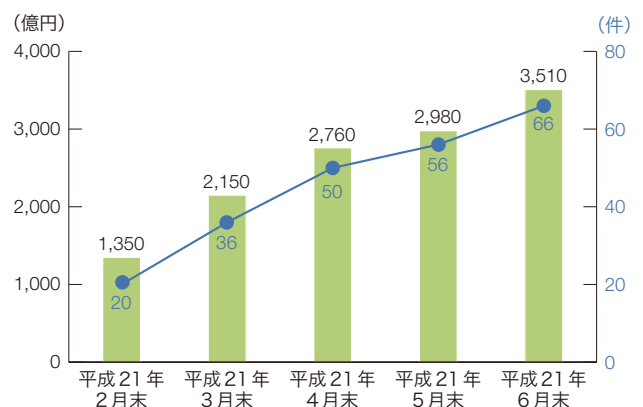
なお、平成21年6月末時点の「金融危機に対応した危機対応融資およびCP購入」の実績については、以下のとおりです。

- 融資額累計：1兆8,271億円(448件)
- 損害担保契約付融資実行額累計：1,631億円(10件)
(日本公庫へ申し込み予定のものを含む)
- CP購入額累計：3,510億円(66件)

■金融危機対応融資額・件数(月末時点累計)



■金融危機対応CP購入額・件数(月末時点累計)



■ 金融力を高める活動について

DBJは「金融力で未来をデザインします」という企業理念のもと、事業活動を行っています。

DBJが考える金融力とは、当行のコア・コンピタンスである「志」「知的資産」「ネットワーク」、およびこれまでに蓄積してきた財務基盤を活用することによって発揮される、「お客様の課題を解決するための力」です。

DBJでは金融力を高めるために、平成20年度には、「DBJ金融力研究会」を設置してその理論的な整理を行うとともに、職員それぞれの金融力のレベルアップを図るべく「DBJ金融アカデミー」を開設しました。

DBJ金融力研究会

平成20年5月から9月にかけて、合計8回、「DBJ金融力研究会」を開催し、金融力について理論的整理を行いました。

この研究会では、金融学者をはじめ外部の有識者も招いて、金融危機の実態を把握するとともに、それを踏まえてDBJの今後の業務がどうあるべきかといった観点から議論を重ねました。そして、その研究成果は、平成20年10月に「投資銀行モデルと今後の当行業務のあり方について」という報告書にとりまとめられました。



報告書「投資銀行モデルと今後の当行業務のあり方について」

DBJ金融アカデミー

平成20年5月より、ビジネスモデルの中核となる高度な企業向け金融業務を担うために不可欠な知識の習得・理解の深化を通じて、職員それぞれの金融力のレベルアップを図るため、「DBJ金融アカデミー」を週1回のペースで開催しています。平成20年度には、統計学をはじめ、金融技術概論、金融法令などの講座が開催されました。

DBJ金融アカデミーは、地域金融機関等の外部受講者を受け入れており、DBJの金融ノウハウが幅広い分野で活用されることも期待されます。



■ DBJ金融アカデミー カリキュラム

- | | |
|--|--|
| <p>平成20年度
(平成20年5月～平成21年2月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 統計学 ● 債券数理 ● コーポレート・ファイナンス ● 金融技術概論 ● 企業経営とM&A ● 国際金融 ● 金融法令 ● 日本の企業金融 | <p>平成21年度
(平成21年6月～平成22年2月予定)</p> <p>【基礎講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金融基礎論 ● コーポレート・ファイナンス ● バリュエーション／ケーススタディ ● 国際金融 ● 金融システム論 ● 金融政策 <p>【選択講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金融商品取引法 ● クリスタル・ボール演習 ● 不動産ファイナンス ● Investments(投資理論) ● M&Aファイナンス |
|--|--|

■海外業務について

DBJは平成20年10月の民営化以降、海外業務の本格的展開に着手しており、第1次中期経営計画のなかでも成長戦略のひとつに位置づけています(P.19参照)。

第1次中期経営計画における目標を達成できるよう、海外向けリスク管理体制の確立、拠点整備、人材育成などの基盤整備を進めるとともに、信頼できるパートナーおよび内外の金融機関とのネットワークを拡充し、海外業務を展開していきます。

平成21年6月には国際部を国際統括部に改編し、海外投融資活動の本格化にともなう情報の集約化、リスクの一元的管理等を通じて、お客様の海外事業を支援する体制を整備してきています。

海外拠点の業務

◆ニューヨーク駐在員事務所

米国、カナダ、中南米地域を担当。金融・産業・経済、経済政策および都市開発・インフラ開発等の動向をフォロー。また、北・南米に進出しようとする日本企業、対日進出を考えるお客様企業へ情報を提供。

◆ロンドン駐在員事務所

欧州(旧ソ連、東欧を含む)、中東、アフリカ地域を担当。国際金融市場、経済政策等の動向をフォロー。また、欧州等に進出しようとする日本企業、対日進出を考えるお客様企業へ情報を提供。

DBJシンガポール株式会社

平成20年12月16日、シンガポール駐在員事務所を現地法人化し、当行100%子会社「DBJシンガポール株式会社」(DBJ Singapore Limited)として開業。

成長著しい東南アジアの中心に位置し、金融センターとしてもその影響力を増すシンガポールに営業拠点を設けることにより、融資、投資、M&Aアドバイザリーなど、お客様の広汎なニーズに応えています。

DBJシンガポールは、アジア、オセアニア全域を担当し、主な活動内容として、

- ①アジア、オセアニア地域に進出あるいは業況拡大を図る日本企業に対するサポート
- ②日本に進出しようとするあるいは日本企業との事業提携等に関心を有する外国企業に対するサポートを行っています。

【DBJシンガポール株式会社の概要】(平成21年7月1日現在)

設立 : 平成20年12月

資本金 : 100万シンガポールドル

事業内容 : 投融資、M&Aアドバイザリー業務

本社所在地 : 9 Raffles Place, #30-03 Republic Plaza, Singapore 048619

代表者 : CEO & Managing Director 川住 昌光

海外機関との業務提携の例

DBJは、目的に応じて以下の海外機関と業務提携を行っています。

◆CITIC(中国中信集团公司)

中国を含むアジアにおいて幅広い金融サービス網を有する企業グループ

◆シンガポール国際企業庁(IE)

シンガポール企業の国際化・海外投資を支援する政府機関



DBJシンガポール(株) 開業記念式典

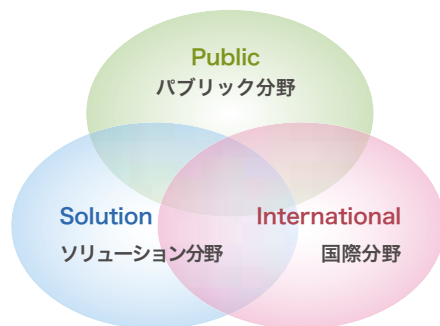
■グループ会社について

DBJは、子会社・関係会社とともにグループを形成し、お客様のニーズに合わせて多様なサービスを提供しています。

株式会社日本経済研究所

(株)日本経済研究所は、DBJが全額出資する、調査・コンサルティングを主とする総合研究機関です。平成21年4月には、財団法人日本経済研究所の受託調査および関連事業を引き継ぎ、新たな一歩を踏み出しました。

(株)日本経済研究所は、公的セクターや民間企業に対し、公平・中立的な立場から長期的な視点に立ち、パブリック分野、ソリューション分野、国際分野の3つの調査分野のシナジー効果を活かして、総合的な観点からお客様のニーズに合った調査・コンサルティングを行います。



【株式会社日本経済研究所の概要】(平成21年7月1日現在)

設立 : 平成元年12月
資本金 : 4億8,000万円
事業内容 : 調査・コンサルティング、アドバイザー事業
本社所在地 : 東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4
駿河台セントビル
代表者 : 代表取締役社長 森 和之

新規事業投資株式会社

新規事業投資(株)は、ベンチャー企業による多様な新規事業の創出を活発化することを通じて、わが国産業・経済の活力を維持・増進することを目的として、平成2年に政府系ベンチャーキャピタルとして設立されました。平成

16年には、DBJと民間企業126社との共同出資によるベンチャーキャピタルとして新たなスタートを切りました。

新規事業投資(株)は、設立以来、200社近い有望なベンチャー企業への出資を通じて、新事業の創出に寄与しており、事業分野や規模にとらわれず、高度かつ独自の優れた技術力・サービス・ノウハウを持ち、高い成長性が見込めるベンチャー企業への出資を行っています。

【新規事業投資株式会社の概要】(平成21年7月1日現在)

設立 : 平成2年6月
資本金 : 60億円
事業内容 : ベンチャー企業に対する出資等
本社所在地 : 東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビル12階
代表者 : 代表取締役社長 松野 信也

新規上場情報

IPO(新規株式公開)市況が冷え込んでいるなか、平成21年に入り、新規事業投資(株)の投資先では、次の2社が上場しました。

◆株式会社ユビキタスエナジー JASDAQ上場

(株)ユビキタスエナジーは、中堅・中小の製造業などに対して電気料金削減コンサルティングを行う「エネルギーコストソリューション事業」を主要事業とする企業です。

エネルギーコストソリューション事業に加えて、エコキュートやIHクッキングヒーターといったCO₂削減等の環境負荷削減に貢献する商品の販売を行う「エコロジーソリューション事業」なども手がけています。

◆テラ株式会社 NEO(JASDAQ)上場

テラ(株)は、がん免疫療法のひとつである「樹状細胞ワクチン療法^{*}」を中心に、化学療法(がん休眠療法)、放射線療法(低侵襲放射線療法)等を組み合わせることで、効率よくがんを攻撃することをめざす、独自のがん治療技術・ノウハウ「アイマックスがん治療(免疫最大化がん治療)」を契約医療機関に提供しています。

^{*}「樹状細胞ワクチン療法」とは、がん免疫療法のひとつで、樹状細胞等によってリンパ球にがん抗原(がん独自の特徴)を認識・記憶させることで、がん細胞を特異的に攻撃でき、正常細胞を傷つけないことから、副作用がほとんどない治療といわれています。